

IFRS News

Quarter 4 2015

vol. 27

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2015年4回目であり今年最後の号となる本号ではまず初めに、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日の延期について取り上げます。そして、IFRS第15号のさらなる限定的範囲の変更を含む国際会計基準審議会 (IASB) で進行中のその他の項目、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。

本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介いたします。



目次

IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正を公表し、 発効日を2018年まで1年間延期	3
IASBはIFRS第15号について焦点を絞った明確化を提案	4
IASBはIFRS第10号及びIAS第28号の変更の延期を提案	5
IFRIC解釈指針案が公表される	6
IASBはIFRS第9号と新たな保険契約基準の発効日に関する一時的な措置について協議	8
IASBは2015年アジェンダ協議を開始	9
IFRS財団評議員会が体制とその有効性に関するレビューに着手	10
IFRSビューポイントを公表	11
グラントソントンはIFRS諮問会議のメンバーに再任される	11
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	12
グラントソントンは2015年版のIFRSに準拠した財務諸表記載例を公表	12
IFRS for SMEsに関するIFRSニュース特別号を公表	12
その他のトピック-概要	13
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	15
コメント募集	17

IASBはIFRS第15号 「顧客との契約から生じる収益」の修正を 公表し、発効日を2018年まで1年間延期

2014年5月にIASBは米国財務会計基準審議会 (FASB) との主要な共同プロジェクトの成果であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。本基準は2017年1月1日以後開始する会計期間から適用される予定だったが、いくつかの適用上の論点の関係者によって提起された。

これらの論点を検討するために設置された収益認識に関する移行リソースグループ (TRG) との議論を受けて、IASBはIFRS第15号についていくつかの焦点を絞った明確化を提案しています (個別の記事をご覧ください)。この結果、変更が行われる可能性を考慮して、IASBは、企業が当初のガイダンスと近々実施される明確化の両方を検討するために十分な時間が得られるよう、IFRS第15号の発効日を1年間延期する必要があると決定しました。

修正

本修正では、企業は、当初の予定よりも1年遅れの2018年1月1日以後開始する年次報告期間についてIFRS第15号を適用することを要求されます。早期適用は引き続き認められます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、本修正を支持しています。IFRS第15号は、ほとんどの新基準と比べて、会計機能以外の事項 (例えば、補償 (compensation)、契約 (contracting)、取締役会の方針及びシステムなど) により大きな影響をもたらすとみられます。移行に向けてすでに多くの時間や労力を費やした企業であっても、より多くの時間が与えられることによって受けられる恩恵もあるでしょう。したがって、1年間延期されたことで、すべての企業において移行が成功する可能性が高まると考えています。

IASBはIFRS第15号について焦点を絞った 明確化を提案

IASBはIFRS第15号についていくつかの明確化及び新たな移行上の救済措置を提案する公開草案を公表した。

IFRS第15号の発効日の延期に関する巻頭の記事で述べた通り、関係者により提起されたいくつかの適用上の論点が移行リソースグループ(TRG)によって議論されました。TRGで議論された論点の大多数は、基準設定主体が関与することなく解決されたものの、若干の意見の相違は依然として残っていました。そのため、TRGとの議論を受けて、IASBは本基準についていくつかの限定的範囲の修正を提案することを決定しました。これらの修正には以下の事項が含まれます：

- ・ 契約の中の履行義務の識別方法
- ・ 取引に関与する当事者が本人(財又はサービスを提供する責任を負う)なのか代理人(財又はサービスが顧客に提供されるように手配する責任を負う)なのかの判定方法
- ・ ライセンスが顧客に提供しているのは企業の知的財産にアクセスする権利なのか企業の知的財産を使用する権利なのかの判定方法(収益認識の時期が決定する)

さらに、IASBは、新しい収益の基準への移行を支援するために以下の2つについて救済措置を提案しています：

- ・ 新しい収益の基準への移行前に行われた契約の条件変更の会計処理
- ・ 新しい収益の基準への移行前に従前の収益の基準において完了した契約の会計処理(完全遡及の移行方法を使用することを選択した企業について)

IASBはこれらの論点に関する議論を2015年末までに完了することを予定しており、その後に、IFRS第15号の最終的な修正が公表されます。また、FASBも、本基準の米国基準版の変更案を公表しており、さらなる変更が年内に提案されることになっています。しかし、本人なのか代理人なのかの検討に関する提案を除いては、変更案の文言はIASBとは異なることが予想されます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

IASBとFASBの修正案により、IFRSとUS GAAPとの間でこれまでにコンバージェンスされた基準において不統一が生じるであろうことは残念です。FASBは今後数ヶ月間に本基準の米国会計基準版に対して追加の変更を行う可能性が高く、さらなる失望感を覚えます。とはいえ、利害関係者により提起され、TRGが評価したより難しい論点が明確化されることで得られる便益があることも明らかでしょう。

IASBはIFRS第10号及びIAS第28号の変更の延期を提案

IASBはIFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の変更を企業が適用すべき日付の延期を提案している。

「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出—IFRS第10号及びIAS第28号の修正」は2014年に公表され、親会社の子会社に対する支配を関連会社又は共同支配企業に拠出することによってその支配を喪失する取引の会計処理方法において、IFRS第10号とIAS第28号との間で認識されている不整合について扱っていました。2014年の修正では以下の事項が明確化されました：

- a. 関連会社又は共同支配企業の移転が事業を伴うものである場合には、利得又は損失の全額が認識される。
- b. 移転される資産が事業を含んでいない場合には、利得又は損失の一部が認識される。認識されない利得又は損失は、投資の原価と相殺消去される。

2014年の修正は、2016年1月1日以後開始する会計期間について適用されることになっています。しかし、資産の移転は、投資者が資産と資本持分の両方を受け取る場合には、どのように認識されるのか、及びIAS第28号の他の要求事項は、IFRS第10号に加えられた変更とどのような相互関係となるのかなど、いくつかの疑問が本修正の適用に関して提起されました。IASBは、これらの論点を審議した際、こうした変更を現時点で行うよりもむしろ、持分法に関する調査研究プロジェクト（2015年のアジェンダ協議に関する記事をご覧ください）の一部として扱う方がよいと決定しました。

そのため、IASBの新しい公開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」は、発効日を無期限に延期することを提案しています。基本的な論点については、持分法に関する調査研究プロジェクトからもたらされる修正をIASBが公表する際に扱われることとなります。

IASBは、受け取るコメントを検討した結果、本提案を進めることを決定する場合には、2015年末、すなわち2016年1月1日の発効日前までにこの延期を最終決定することを目指します。また、2014年の修正を適用しても実務の不統一が増大する可能性は低いと考えており、このため、企業は引き続き本修正の早期適用が認められます。新たな発効日を挿入する提案は、一般のコメントを求めるために公開されます。

IFRIC解釈指針案が公表される

IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は、実務の不統一に対処するよう設計された2つの解釈指針案を公表した。これらの詳細を以下で説明する。

法人所得税務処理に関する不確実性

1つ目の解釈指針案は、法人所得税務処理が法人所得税の会計処理にどのように影響を与えるべきなのかに関する不確実性に対処するものです。解釈指針委員会は、対象となる税法の適用に不確実性がある状況における税金負債又は税金資産の認識及び測定に関するさまざまな論点について、実務の不統一があることを観察しました。下表は、解釈指針案で取り扱われている主要な論点及び提案されている会計処理を示しています。

解釈指針案で取り扱われている主要な論点

論点	提案
法人所得税務処理に関する不確実性の影響を、どのような場合に、また、どのように、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率の算定に含めるべきか	<ul style="list-style-type: none">企業は、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いかどうかを検討する。認める可能性が高い場合には、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除又は税率を、法人所得税申告に記載した税務処理と整合的に決定する。税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を算定する際に、最も可能性の高い金額又は期待値を使用する。
税務当局による税務処理の調査について企業が行うべき仮定	<ul style="list-style-type: none">企業は、報告された金額を調査する権限を有する税務当局は当該金額を調査し、調査を行う際にすべての関連性のある情報についての十分な知識を有していると仮定することが求められる。また、事実及び状況が変化した場合(例えば、税務当局が企業の税務処理に異議を唱えることができなくなる期限の到来時)には、企業はその判断及び見積りを見直すことが求められる。
不確実な税務処理を集合的に考慮すべきかどうか	<ul style="list-style-type: none">不確実な税務処理のそれぞれを独立に考慮すべきなのか、又はいくつかの不確実な税務処理を一緒に考慮すべきなのかを決定するために判断を用いることが求められる。
経過措置	<ul style="list-style-type: none">変動の影響は、適用を開始した期の資本に認識し、比較情報の修正は行わない。ただし、完全遡及適用は、そのために必要な情報を事後的判断を使用せずに入手できることを条件として認められる。

2つ目の解釈指針案では、対価の支払又は受領が、関連する資産、費用又は収益の認識に先立って行われた際の換算に関して、どの為替レートを使用すべきなのかを検討している。

外貨建取引と前渡・前受対価

2つ目の解釈指針案では、対価の支払又は受領が、関連する資産、費用又は収益の認識に先立って行われた際の換算に関して、どの為替レートを使用すべきなのかを検討しています。

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、外貨建取引を当初認識時に企業の機能通貨で記録する際に、どの為替レートを使用すべきなのかに関する要求事項を示しています。しかし、解釈指針委員会は、対価の受領又は支払が、関連する資産、費用又は収益の認識に先立って行われた状況における実務の不統一を観察しました。これは、企業の中には、返金不要の前受金の受取日の直物為替レートをを用いて収益を認識している企業もあれば、財又はサービスの移転日の直物為替レートをを用いて収益を認識している企業もあったという事実を反映しています。

この論点に対処するにあたり、本解釈指針案では、換算に用いる直物為替レートを決定する目的上、取引日は次のいずれか早い方の日とすることを提案しています：

- ・ 非貨幣性の前払資産又は非貨幣性の繰延収益負債が当初認識される日
- ・ 資産、費用又は収益が財務諸表に認識される日

取引の当初認識が段階的に行われる場合(非貨幣性の前払資産又は非貨幣性の繰延収益負債を含む)には、取引日は各段階について設定されます。例えば、異なる時期に引き渡される複数の財があるか又は一定期間にわたり提供されるサービスがある場合がこれに該当します。複数の取引日がある場合には、それぞれの日についての直物為替レートを、取引の当該部分を換算するために適用することとなります。

経過措置については、本解釈指針案では、完全遡及適用か将来に向かっての適用かの選択を認めることを提案しています。将来に向かっての適用を選択する場合、企業は、以下のいずれかよりも前に認識したすべての外貨建資産、費用及び収益に対しても変動を将来に向かって適用する選択肢を有することとなります：

- a) 当報告期間の期首又は
- b) 最初に適用する報告期間に比較情報として表示される過去の報告期間の期首

IASBはIFRS第9号と新たな保険契約基準の発効日に関する一時的な措置について協議

IASBは、新たな保険契約基準の発効前のIFRS第9号「金融商品」の適用に関して、保険部門における懸念に対処するための一時的措置のパッケージについて協議すると発表した。IASBは2016年に保険契約に関する新基準の公表を予定している。

IFRS第9号(2014年)の適用日は、2018年1月1日となっています。IASBの発表を受けて、次の事項を提案する公開草案が公表される予定です:

- ・ IFRS第9号の適用日を2021年まで延期する選択肢を保険会社に与えるようIFRS第4号「保険契約」を修正する(「延期アプローチ」)。
- ・ 新たな保険契約基準が適用される前に生じうる会計上のミスマッチや一時的なボラティリティの一部を純損益から取り除く選択肢をIFRS第9号を適用する保険会社に与える(「上書きアプローチ」)。

本提案は、保険契約を発行しない企業に対しては影響を与えないと予想されます。

EFRAGによるIFRS第9号のエンドースメント・アドバイス

EFRAGは、長く待ち望まれたIFRS第9号のエンドースメント・アドバイスを公表し、保険活動を行っている企業を除くEUにおけるすべての企業に対して、2018年よりIFRS第9号を適用して金融商品の会計処理を行うよう求めることを提案しています。

保険活動を行っている企業に関しては、EFRAGは、本領域におけるIASBの作業の動向を観察し、当該作業が進行するに従ってさらなるアドバイスを提供することとなります。ただし、EFRAGは、保険活動を行っている企業が希望する場合には、2018年よりIFRS第9号の適用を認めることを提案しています。

IASBは2015年アジェンダ協議を開始

IASBは、戦略的な方向性及び作業計画のバランスに関する見解を収集することを目的とした「2015年アジェンダ協議」を開始した。IASBは、その作業計画に関するこうした協議を3年ごとに行うことが要求されている。

本意見募集において、IASBは2020年までの期間に作業を行うと見込んでいるプロジェクトを、次の5つの区分に分類しました:

- ・ リサーチ・プロジェクト(詳細については表を参照のこと)
- ・ 基準レベルのプロジェクト(詳細については表を参照のこと)
- ・ 維持管理及び適用に関するプロジェクト
- ・ 概念フレームワーク
- ・ 開示に関する取組み

これらのうち最初の3つには、基準設定活動の主要なフェーズが含まれています。最後の2つの区分は、非常に重要であるため別個に議論するに値する横断的なプロジェクトです。アジェンダ協議全体は、以下の事項に関するフィードバックを求めようとして設計されています:

- ・ IASBは、財務報告の開発とIFRSsの維持管理とのバランスをどのように取るべきか
- ・ さらに改善するためには、財務報告のどの領域に最も高い優先順位を与えるべきか

リサーチ・プロジェクト

プロジェクトの段階	プロジェクト
評価段階	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の定義・ 割引率・ のれん及び減損・ 法人所得税・ 汚染物価格設定メカニズム(以前の排出量取引スキーム)・ 退職後給付(年金を含む)・ 基本財務諸表(以前の業績報告)・ 引当金、偶発負債及び偶発資産・ 株式に基づく報酬
開発段階	<ul style="list-style-type: none">・ 共通支配下の企業結合・ 開示に関する取組み—開示原則・ 動的リスク管理・ 持分法・ 資本の特徴を有する金融商品
休止中	<ul style="list-style-type: none">・ 探掘活動／無形資産／研究開発・ 外貨換算・ 高インフレ

基準レベルのプロジェクト

デュールプロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	<ul style="list-style-type: none">・ 保険契約・ リース
公開草案を公表済み	<ul style="list-style-type: none">・ 概念フレームワーク
公開草案を公表予定	<ul style="list-style-type: none">・ 開示に関する取組み—会計方針及び見積りの変更・ 開示に関する取組み—重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	<ul style="list-style-type: none">・ 動的リスク管理・ 料金規制対象活動
ディスカッション・ペーパーを公表予定	<ul style="list-style-type: none">・ 開示に関する取組み—開示原則

IFRS財団評議員会が体制とその有効性に関するレビューに着手

IFRS財団評議員会は組織の体制と有効性に関するレビューに着手した。

財団の定款では、こうしたレビューを5年ごとに行うことを要求しています。今回のレビューの準備に際して、評議員会は、2015年から2017年の期間についての「戦略の概要」を作成しました。その中では、組織の以下の4つの主要な戦略目標が識別されています：

- ・ 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること
- ・ IFRSのグローバルなアドプションを追求すること
- ・ IFRSの首尾一貫した適用及び導入をグローバルに支援すること
- ・ 組織としてのIFRS財団の独立性、安定性及び説明責任を確保すること

これらの戦略目標を念頭に、2015年のレビューでは3つの主要な領域に焦点を当てることになります。

2015年のレビュー

領域	検討事項
IFRSの有用性が維持されることを確保すること	<ul style="list-style-type: none">・ IASBが、組織の現在の焦点のほかに、その業務を拡大すべきかどうか・ IFRSタクソノミに関する財団の戦略・ テクノロジーの進展がIFRSの有用性の維持に与える影響
IFRSの適用の首尾一貫性	<ul style="list-style-type: none">・ 財団がIFRSの首尾一貫した適用を支援するために適切な行動を取っているかどうか及びさらにできることやすべきことが他にあるかどうか
ガバナンス及び資金調達	<ul style="list-style-type: none">・ 財団の現在のガバナンス構造（3層構造が機能しているかを含む）・ 評議員の地理的分布、専門家としての経歴に関し適切なバランスを確保する方法及び任期・ 定款に定められたレビューの焦点及び頻度・ IASBに関する定款の規定（審議会の最適なメンバー数、地理的分布、常勤メンバーと非常勤メンバーのバランス、専門家としての経歴に関するバランス、任期など）・ 財団の資金調達モデル及びそれをどのようにして強化できるか



IFRSビューポイントを公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、難しい状況におけるIFRSsの適用について解説するシリーズとなる刊行物の第一回目を公表した。各号では、基準の適用が困難であるか又はガイダンスが欠如しているとされた領域に焦点が当てられる。

第1号:市場金利を下回る金利での関連当事者に対する貸付け

公表された第1号のIFRSビューポイントでは、企業が関連当事者に対して行った市場金利を下回る金利での貸付けの会計処理に関するフレームワークを提供しています。そうした貸付けの一般的な例には次の項目が含まれます:

- ・ 企業集団内貸付(個別財務諸表において)
- ・ 従業員に対する貸付

通常、貸付金の取引価格(すなわち融資額)はその公正価値を表します。しかし、関連当事者に対して行った貸付けについて、そうした貸付けは通常の契約条件(on commercial terms)で行われていない場合が多く、必ずしもこれに当てはまるとは限りません。該当する場合には、貸付金の公正価値を算定し、公正価値と取引価格の差額について会計処理を行う必要があります。本IFRSビューポイントでは、そうした貸付金の当初と事後の会計処理の両方を分析するためのフレームワークを提供しています。



第2号:投資不動産の取得—資産の取得か企業結合か?

第2号では、投資不動産の取得をどのような場合に企業結合として処理し、どのような場合に単純な資産の取得として処理すべきかといった問題を扱っています。IFRSにおける企業結合の会計処理に関する要求事項は資産の取得のものと全く異なるため、本論点は重要です。本IFRSビューポイントでは、こうした決定的な判断を行う際のフレームワークを提供しています。



グラントソントンはIFRS諮問会議のメンバーに再任される

IFRS財団評議員会はIFRS諮問会議のメンバーとしてグラントソントンを再任した。

IFRS諮問会議は、IASBとIFRS財団評議員会の公式諮問機関です。本組織は、IASBの作業の影響を受けたり、それに関心をもつ幅広いグループの代表者によって構成されています。その中には、投資家団体、財務アナリスト、財務諸表のその他の利用者、作成者、研究者、監査人、規制当局、職業会計士団体及び基準設定主体が含まれます。

グラントソントンを代表して、グラントソントンUKの財務報告分野のディレクターであるJake Greenが引き続き、このIFRS諮問会議のメンバーを務めることになります。Greenの2期目は、3年の任期で2016年1月1日から開始します。Greenは、その戦略的方向性、技術的作業計画及び優先順位についてIFRS財団に助言を行います。

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラントソントンのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、インド、ブラジル、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

IFRSニュースでは四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はカナダの代表にスポットライトを当てましょう。

Gilles Henley、カナダ

Gilles Henleyは、カナダのレイモンド・シャボット・グラントソントン (Raymond Chabot Grant Thornton) で公開会社のための職業専門家としての規範に関する分野を担当するパートナーです。Gillesは、財務報告及びリスク管理において30年以上の経験を有しており、過去15年間にわたり、CPAカナダ、the Ordre des comptables professionnels agréés du Québec 及びthe Autorité des marchés financiers du Québec に積極的に関与してきました。

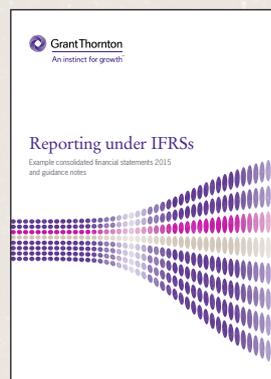


グラントソントンは2015年版のIFRSに準拠した財務諸表記載例を公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、2015年版のIFRSに準拠した「連結財務諸表記載例」を公表した。

2015年版では、2015年12月31日終了年度から発効するIFRSsの変更を反映するよう見直し及び更新を行いました。

「連結財務諸表記載例 2015 年版」の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



IFRS for SMEsに関するIFRSニュース特別号を公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs) に関するIFRSニュース特別号を作成しました。

「IFRS for SMEs」は自己完結型の基準であり、対象となる企業のニーズに合わせて、完全版IFRSを簡素化したものです。本IFRSニュース特別号は、IASBが「中小企業向け国際財務報告基準の修正 (2015年)」を公表したのを受けて、公表するもの

です。公表された修正は、2009年に本基準が初めて公表されてから3年後の2012年に開始されたIASBの最初の包括的な見直しの結果です。

IFRSニュース特別号は、当該修正及び基準全般についてより詳細な説明を行っています。



その他のトピックー概要

IASBは投資家及びアナリストの意見調査を実施

2015年のアジェンダ協議に関する作業の一部として、IASBは、投資家及びアナリストを対象にした簡単なオンライン調査を実施して、その財務報告に関する優先順位をより適切に理解しようとしています。

すべてのIFRSの利害関係者へのアウトリーチ活動の包括的なプログラムの一部である本調査は、約15分で完了し、以下の2つのパートに分かれています：

- ・パート1:全体について:広範なIASBの作業に関する意見を求める。
- ・パート2:プロジェクトについて:回答者がIASBの将来の作業計画に関する個々のトピックにどのような優先順位を付けるのかを質問する。

回答の提出期限は2015年12月15日までです。

IASBは概念フレームワークに関する公開草案のコメント期限を延長

IASBは、2015年9月22日に概念フレームワークに関する公開草案のコメント期限を30日間延長することを決定しました。修正された新しいコメント期限は、2015年11月25日までとなっています。今回の決定は、EFRAG及び企業会計基準委員会から、本提案について検討するためのさらなる時間が必要であるとの要請を受けたことによります。

IASBは測定に関する記事「投資家の視点」を公表

IASBは、投資部門との相互作用を強化することを目的としたシリーズ化されている「投資家の視点」の新しい記事を公表しました。

「投資家の視点ー慎重なアプローチを取ること」は、IASBメンバーであるSteve Cooper氏により執筆され、資産又は負債をどのように測定するのが最善なのか(取得原価か現在価値か)といった問題を検討しています。本記事では、概念フレームワークプロジェクトの一部であるIASBの測定に関する提案について説明し、IASBが測定方法を選択する際に考慮すべき要因を考察しています。

EFRAGは低金利の影響を検討

EFRAGは、事前対策的な作業の一部として、現在の金利環境が会計処理に及ぼす影響について検討しています。EFRAGは、昨今の低金利環境において、信頼性のある理解

EFRAGは金融機関のキャッシュ・フロー計算書を考察

EFRAGは、「キャッシュ・フロー計算書ー金融機関の問題」と題するショート・ディスカッション・シリーズの新しいペーパーを公表しました。

EFRAGのショート・ディスカッション・シリーズは、欧州の関係者やその他における議論を促進した後、IASBが財務報告を改善する方法を検討する際に役立つよう、そのときに話題となっており、問題が生じ得る論点を扱っています。

本ペーパーは、金融機関の事業活動の性質がIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」で要求されるキャッシュ・フロー計算書の目的適合性にどのような影響を与えるのかを検討し、そして金融機関の次の2つの選択肢について説明しています：

- ・キャッシュ・フロー計算書を他の開示に置き換える
- ・IAS第7号の一部の要求事項を修正する

可能な情報を適用するにあたって、割引に係る現行の要求事項の限界が示されているかどうか、そしてその場合には救済措置としてどのようなものが考えられるかを検討するショート・ペーパーの開発を承認しました。

EFRAGは純損益かOCIかに関するペーパーを公表

EFRAGは、どのような項目を純損益として報告し、どのような項目をその他の包括利益として報告すべきかに関する議論の助けとなるようペーパーを公表しました。

「より適切なフレームワークを求めて—純損益かOCIか」と呼ばれる本ペーパーは、IASBの概念フレームワークに関する議論に貢献し得る欧州の意見をまとめる際の手助けとなるよう公表されました。

本ペーパーでは、概念フレームワークに関するIASBの公開草案には、すべての収益及び費用が純損益に含まれるという推定が示されている一方、場合によっては、異なる測定基礎を財政状態計算書と純損益計算書において選択しなければならない可能性があるとされていることを指摘しています。当該公開草案では、こうした場合に、IASBはそれらの項目をその他の包括利益(OCI)に報告すべきであると決定する可能性があると述べています。しかし、測定基礎を選択する際に考慮すべきいくつかの要因が挙げられているものの、測定基礎をどのように選択しうののかに関するガイダンスは十分に示されていません。

本ペーパーにおいて、EFRAGは、測定基礎の選択に際して事業モデルの役割を反映させる必要なガイダンスを明確に示す方法を検討しています。

減損に関する移行リソース・グループが会議を開催

グラントソントンがメンバーである金融商品の減損に関する移行リソース・グループ(ITG)は、9月16日にロンドンのIASBの事務所で2回目の会議を開催しました。

本グループは、IFRS第9号「金融商品」(2014年)における新たな予想信用損失の要求事項を適用しているIASBの利害関係者を支援するために設置されました。

本会議では、信用リスクの著しい増大、信用リスクが著しく増大したかどうかを評価する際の今後12ヶ月間における債務不履行発生リスクの変動の使用、リボルビング信用供与枠に係る予想信用損失の測定及び将来予測的情報に関して関係者から提出された論点について検討されました。IASBのスタッフが、10月にこの議論の要約を公表しました。

ESMAの執行決定

欧州証券市場監督機構(ESMA)は、欧州執行者調整セッション(E ECS)の財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの新たな抜粋を公表しました。

欧州各国の執行当局は、IFRSに準拠した財務諸表の監視・レビューを行い、当該財務諸表がIFRS及び他の該当する報告規定(関係する国内法を含む)に準拠しているかどうかを検討します。ESMAは、IFRSの適切な適用に関する関連する情報を財務諸表の発行者及び利用者へ提供する目的でこれらの抜粋を公表しています。

執行決定の公表により、IFRSへの準拠に関する欧州各国の執行者の見解についての情報が市場参加者に提供されます。

こうした決定の背景にある根拠と併せて、本公表は欧州経済領域内におけるIFRSの首尾一貫した適用に貢献するための助けとなります。この最新の抜粋で取り上げられているトピックには以下の項目が含まれます:

- ・ 債務の消滅
- ・ 売却可能金融資産の公正価値の下落に係る減損費用
- ・ 金融資産の公正価値での測定
- ・ 企業結合における公正価値測定
- ・ 財務諸表の表示
- ・ 工事契約における請求権に関する会計処理
- ・ 減損テスト

日本におけるIFRSの適用の増加

東京証券取引所(TSE)は、時価総額の4分の1に相当する112社がIFRSを適用したか又は適用を計画しており、さらに200社近くの企業が適用を前向きに検討していることを示すデータを公表しました。

現在、日本の企業は4種類の会計フレームワーク(すなわち、IFRS、日本基準、米国基

準及び新たに公表された日本版修正国際基準)を使用することが認められています。

このデータは、過去3年間にわたりIFRSへと移行する傾向が高まっていたことを示しています。比較として、2012年頃には日本企業でIFRSを採用しているのはほんの10社のみでした。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業・連結の例外の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
さまざまな基準及び 指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理(IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び 指針	IFRSの年次改善2011-2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び 指針	IFRSの年次改善2010-2012年サイクル	2014年7月1日	可

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更された

2014年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針(続き)

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示 (IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第27号	投資企業 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺 (IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)



コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	IFRS第15号の明確化	2015年10月28日
公開草案	概念フレームワークへの参照の更新	2015年11月25日
公開草案	財務報告に関する概念フレームワーク	2015年11月25日
意見募集	体制とその有効性に関するIFRS財団評議員会のレビュー	2015年11月30日
意見募集	2015年アジェンダ協議	2015年12月31日
IFRIC解釈指針案	法人所得税務処理に関する不確実性	2016年1月19日
IFRIC解釈指針案	外貨建取引と前渡・前受対価	2016年1月19日



www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“Grant Thornton”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するGrant Thorntonのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。